

令和 8 年熊本地震により被災した 学生への支援について

このたびの地震により被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

被災により今後の修学が困難になった場合、以下のような経済的支援を受けることができます。詳しくは学務課へお問い合わせください。

1. 国の高等教育修学支援制度

生計維持者（原則、父母）が被災し、死亡、事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合、失職したり行方不明等になった場合、所得に応じて奨学金が支給されます。



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

2. 日本学生支援機構の貸与奨学金

生計維持者（原則、父母）の失業、死亡、災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合、奨学金の貸与を受けることができます。

- ・ 緊急採用（第一種奨学金）
- ・ 応急採用（第二種奨学金）

※いずれも収入の上限額が定められています



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

3. 日本学生支援機構の災害支援金

学生又はその生計維持者（原則、父母）が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた場合、JASSO 災害支援金（支給）を申請することができます。



<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

4. 芸術文化観光専門職大学の授業料等免除制度 【熊本地震による被災学生向け】

令和 8 年熊本地震が原因で生計維持者（原則、父母）が、死亡・行方不明、住宅が全壊・半壊・床上浸水等した場合、令和 8 年度後期授業料、令和 9 年度入学考査料、令和 9 年度入学料等について免除（全額又は半額）を受けることができます。

（別紙を参照してください。）